

く後の風の便りであった。

数年経つてぶり返した争いが南横田村から訴えられたが、畠田村の全面勝訴でケリが付きおだやかな暮らしが続くとみえた。

ところがある年、村に熱病が発生して次々に伝染した。

祈禱師のお告げによると

「靈のたたりである。一枚紙を剥ぐ如く人命が失われるであろう」と出た。

全くそのとおり死亡する者数知れず、百戸もあつたのが三分の一に死に絶えたと伝えられている。

村人はこの熱病を「権兵衛疫病」と称して恐れおののいた。ど

うのは庄屋の願いを無視し伴を退け者にして別人を庄屋に迎えたからである。

権兵衛庄屋のたたりと観念せざるを得なかつた。

こうしたさわぎの中で家族揃つて無事息災の家があつた。

犠牲になつた庄屋のために、大晦日には必ず蔭膳を供えなお陰だらうと評判になつた。

しかし数年後それを怠つた途端感冒にかかり大事な相続人を失つた。

これらの事実を証明する文献は見当らないが、傾斜のゆるい山林のあちこちに昔畑だつた形跡の残つているのがたくさんある。あるいは戸数の多かつた当時の名残りであろうか。

その後維新前の資料によると戸数三八、人口二四四人となつてゐる。

権兵衛庄屋の屋敷は八斗内にあつた。東南の隅、四m×六m程の荒れ地は、庄屋の権限で懲罰を加えた跡であり、たたりがあると伝えられて誰も手を出さなかつたが、天沢の佐藤孝一さん（洋

一さんの祖父）が篠を伐つたところ眼をつつきそれが原因で失明したと語った。

その後開田されて今そのおもかげもない。

さきに発行した「岩瀬村の文化財」に載つてある「橋本権兵衛之碑」は、思い出したように大正十年に建てたものであるが、長

命寺墓地東端に正徳三年に建立した三十三回忌の供養碑がある。

正面の刻字は橋本権兵衛権十三十三廻靈位施主村中、正徳三年已十一月十日、右側一齊藤六右衛門菩提靈位、うら側一齊藤四郎右門

菩提靈位、左側一齊藤六右衛門菩提靈位とある。

山境論裁許の元禄二年とは八年の開きがある。

裁許の八年も前に処刑されたのかどうか、十一月十日は命日であるのか、権兵衛は庄屋としての世襲の名であり、権十というのが本名であるのか、三方に刻まれている齊藤某はどう関係があるかなど興味ある今後の研究課題である。

## ■ 村内仏閣一覧

名 称	所在地
照光寺	柱田
長命寺	梅田
瑞嚴寺	白山寺
大久保	矢沢
満願寺	西藏寺
守屋	守屋